

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第117回定例会・会議録

日 時 平成25年3月6日(水) 18:30～21:15

場 所 柏崎原子力広報センター 2F研修室

出席委員 浅賀、新野、伊比、川口、佐藤(幸)、佐藤(正)、高桑、高橋
(武)、高橋(優)、武本(和)、田中、徳永、中沢、前田、吉野
委員
以上 15名

欠席委員 池田、石坂、大島、桑原、佐藤(直)、三宮、滝沢、竹内、武本
(昌)、渡辺委員
以上 10名

その他出席者 原子力規制委員会 原子力規制庁
柏崎刈羽原子力規制事務所 飯野所長 山崎原子力防災専門官
吉村原子力保安検査官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 磯部所長
新潟県 熊倉原子力安全広報監 佐藤原子力安全対策課主査
柏崎市 内山危機管理監 駒野防災・原子力課長 関矢係長
樋口主事
刈羽村 堀総務課長補佐 山崎主任
東京電力(株)横村所長 長野副所長 新井副所長 嶋田副所長
西田技術担当 佐野地域共生総括GM
椎貝地域共生総括G 山本地域共生総括G
(本店)小沼立地地域部部長
増井原子力耐震技術センター安全調査GM
ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 須田業務執行理事 石黒主事
柴野職員 品田職員

◎事務局

始まります前に、お配りしました資料の確認をさせていただきたいと思います。最初に、2月6日情報共有会議で配付いたしました、原子力規制庁の資料5の資料になります。本日お持ちいただくようお願いさせていただきましたけれども、持参されておられない方がおられましたら事務局をお願いしたいと思います。

次に、委員さんのみに配付しておりますCDであります。これは東京電力から、柏崎刈羽原子力発電所安全対策の取組状況について、平成25年1月末現在であります。よろしいでしょうか。それと委員さんにも、これも配付させていただきます。小さい紙で「質問・意見等をお寄せください」を配付してあります。そのほかの資料につきましては、順次ご説明させていただきます。

まず最初、「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第117回定例会次第」になります。次に、新潟県「前回定例会（平成25年2月6日）以降の行政の動き」になります。新潟県原子力安全対策課の資料になります。それから、カラー印刷になりますが、「平成25年3月23日（土）原子力防災訓練を実施します」。次に、「委員質問・意見等 第116回定例会（2月6日）受付分」になります。次に、原子力規制庁、資料1、「前回定例会（2月6日）以降の原子力規制庁の動き」になります。同じく資料2、「原子力規制庁の主な対応（2月6日以降）」になります。次に、資料3、「放射線モニタリング情報」。次に、資源エネルギー庁「前回定例会（平成25年2月6日）以降の主な動き」になります。次に、柏崎市「平成24年度新潟県原子力防災訓練について」。次に、東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所「第117回「地域の会」定例会資料〔前回2／6以降の動き〕」になります。次に、A3横長になります、東京電力株式会社「福島第一原子力発電所1～4号機の安定化・廃止措置等に向けた現在の取り組みについて」。最後になりますが、東京電力株式会社「委員ご質問への回答」になります。

以上でございますが、そろっておられますでしょうか。不足などがございましたら事務局にお伝えいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それから、いつもお願いしているところでありますが、携帯電話はスイッチをお切りいただくかマナーモードにさせていただきますよう、お願いいたします。また、傍聴の方、プレスの方で録音される場合は、チャンネル4のグループ以外をお使いいただき、自席でお願いいたします。委員の皆さんとオブザーバーの方は、マイクをお使いになるときは、スイッチをオンとオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは第117回定例会を開催させていただきます。会長さんから、進行をお願いいたします。

◎新野議長

では、第117回の定例会を開かせていただきます。今日は昨日と打って変わって非常に穏やかですけど、まだ3月です。ほかの団体は年度末でしょうけれど、私どもはもう1カ月あって、4月末が年度末なので、もう一、二カ月頑張って、きちんと最後の締めをさせていただきたいと思います。

地域の会の方のご報告が二、三ありますので、前回からの動きの冒頭にお時間を少しいただきます。

この5月からが第6期目の新しい年度になって、委員改選に当たっています。例年ですと、昨年末か年明けぐらいに市のほうから各団体に改選のご案内というのがまずいきまして、その後から年明けて1月末ごろには委員を通じて団体に個人名を出していただくような、2度目のご案内がいくというのがここ通年の例でなっていました。

今年はちょうど10年目を迎えるということで、運営委員会とはまた別に、少し協議の場を設けまして。特段のことではないんですが、忌憚のないご意見ということで、数回開いている中と、あと自治体の方たちとの顔合わせの中から、11年目に向かってどうというような会が、反省と振り返りの中から求められるし、していくべきだろうかという話も重ねてしていましたところ、25名のこの協議というのが、非常に時間が十分には。十二分に使っているのですけれど、なかなか報告や説明をいただく時間も省くわけにはいかないの、協議時間がとれないために、なかなかいい議論に結びついてはなかなかじゃなかったんじゃないかというような意見が幾つか出まして。

もっと早くにこういうことが、動きがあれば新年度からということがあったんでしょうけれど、もう時間があまりない中でということで、自治体の方とご相談した結果、まだ実態的に実名が挙がっているわけではないとお聞きしていますが、これは私どもが団体名を決めるわけではないので、25団体を少し見直していただくというようなことを2月の運営委員会でご提案しています。

委員には概要が配られていますので、ご覧いただいた方も多くいらっしゃるかと思うんですが、そんな経緯で、少し団体へのご案内が遅れています、今年は。もう3月に入っているんですが、この会を経て、じきに動いてくださるというふうにお聞きしていますので、25団体には全て何らかしかなのご案内はいきます。その中でどういようにとりはかれるのかは、私は今現在、承知はしてないんですが、若干の見直しが図られるだろうということで。希望とすると20団体程度が好ましいのではないかというような数字が出ていました。

ですけれど、この数カ月しかない中で、そこまで絞り込むことは無理だということで、できたら、その次の13年目のときには20団体に絞っていくような、皆さんとの協議も重ねながら、最終的には市にさせていただく大事な仕事なんです、そういうような方向性を示させていただいています。

それと、10年目に当たりまして、改選はあるんですが、年内にできませんので、新年度になりましたら新委員さんの手で10周年の勉強会のような、拡大勉強会のような会を、ひとつ秋口にという提案がなされています。

もう一つは、10年間の活動を何か記録に残そうというご提案もあったんですが、今のご時世でお金をかけることは私どもとすると望まないということで。経緯という形で、活動の記録を事務局がとってくださいしていますので、それを若干、手直しした程度の記録史のようなものを作成して、過去の委員さんの名前もそこに連ねさせていただきながら、若干の写真を加えたりしながら、そんな記念誌のような、記録史のようなものができるというご提案をしています。それも、できれば改選後になると思いますが、新しい、一般委員さんの中から編集委員を募ったらどうだろうというような、私の提案もありますので、そういう形が反映できればいいなというように、2月の中で報告をさせていただきます。

あと、今月は防災訓練があつて、非常に皆さんにはタイトだとは思いますが、今までずっと市民には一番身近なことだということで、防災訓練を傍聴させていただきながら、決して邪魔にならない傍聴をするということが鉄則なんです、その中で、もし役立てていただけるような内容があればということで、それぞれの委員が手分けをして各所に飛びまして、それをまた速やかに皆さんのご意見を集めて、メモ書き程度ですが、それを活用していただけるようなどころにご提出していたという経緯があるので、今回も皆さんのご協力があれば、それをさせていただければと思っています。そんな協議が今、されています。

また具体的にはもうご案内もいっていますので、無理のない程度にご協力いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、前回からの動きをお願いいたします。東京電力さん、お願いします。

◎長野副所長（東京電力）

皆さんこんばんは。それでは、前回以降の動きにつきまして、東京電力の長野のほうからご報告を申し上げます。

お手元の資料のほうをご覧いただきたいと思います。まず、不適合事象関係でございますが、ご報告すべき不適合の発生はございませんでした。

次に、発電所に係る情報でございますが、福島事故の教訓を踏まえた安全対策の取り組み状況についてお知らせをしております。めくっていただいて3ページをご覧いただきたいと思います。こちらのほうには現在取り組んでおります安全対策につきまして項目ごとに進捗状況を表にしております。

最近、着手した工事といたしましては、項目の大きなⅢ番の（5）フィルタベント設置でありますとか、（11）アクセス道路の補強でありますとか、（12）免震重要棟の環境改善、（13）送電鉄塔基礎の補強等がございます。次のページには号機ごとに整理をしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

それから、本日、発電所のホームページに公開したところでございますが、皆さんのお手元にDVDを配付させていただいております。主な安全対策の取り組みについてまとめてございますので、ご自宅のほうでじっくりご覧いただければと思います。

次に、福島第一の関係となりますが、5ページをご覧いただきたいと思います。2月7日にテレビ、新聞等で大きく報道された「東電、国会事故調に虚偽」という、この件についてご説明をいたします。

5ページは、本報道に対する当社の見解となっております。内容についてご説明をいたします。昨年2月に国会事故調のほうから当社に対しまして、福島第一1号機原子炉建屋内を調査したい旨の申し入れがございました。その際、当社のほうから建屋内の状況をご説明をしております。「建屋内は放射線量が非常に高く、ガレキの散乱や、床に穴が開いていて非常に危険な状況である」ということを説明しております。

その際、現場の明るさについて説明者の誤認により、現場は暗いと誤ってご説明をしております。誤ったご説明については、大変お粗末で、大変申しわけなく深く反省をしておりますが、何らかの意図を持ってそういった報告をしたものではなく、今後、現場調査のご指示などがあれば、真摯に対応してまいりたいと考えております。というのが私どもの見解でございます。

本件への今後の対応でございますが、第三者委員会を設置して検証することとしております。6ページをご覧いただきたいと思っております。下のほうに弁護士の先生方のお名前を書かせていただいておりますが、検証はこれまで当社と業務上のつながりのない弁護士の先生方をお願いしております。検証いただく内容は、中段に丸が二つございませうのが、国会事故調への説明内容の誤りが説明者の故意であったか否か。二つ目は、当該説明内容の決定に際し、上位職者はどのように関わっていたのか等でございます。検証結果が判明次第、速やかに公表をさせていただきます。予定でございます。

本資料のご説明は以上です。最後に福島第一の状況につきましてご報告いたします。

◎増井原子力耐震技術センター安全調査GM（東京電力）

東京電力本店の増井と申します。よろしくお願ひいたします。

それではお手元の「福島第一原子力発電所1～4号機の安定化・廃止措置等に向けた現在取り組みについて」というA3の紙、3枚とじのものでございますけれども、こちらでご説明をさせていただきます。

これまで地域の会では比較的至近の出来事についてを中心に福島第一の状況をご説明をしてございましたけれども、今回は至近の出来事プラス全体で今どうなっているかということをおわかりいただくのが重要かなと思ひまして、こちらの資料を準備いたしました。順次ご説明をいたします。

まず、1枚目の左上でございますけれども、【1】というふうに書いてございます。この資料で【1】～【6】までお伝えしたいことがございますので、順次ご説明をいたします。

まず【1】ということで、原子炉が安定的に冷温停止状態10℃から30℃が維持されていますというところでございます。こちらに関しましては、後ほどデータ等出てまいりますけれども、安定的に注水が行われているというふうにご覧いただけます。

その右側でございますけれども、【2】といたしまして、いわゆる汚染水、滞留水の問題でございます。こちらは下に補足の説明で図面がございます。現在の水の動きでございますけれども、原子炉建屋とタービン建屋の下に水がたまっている状態で、ここから青い線を追っかけていただきたいのですけれども、ここから別の建屋に水を移送しまして、その後、セシウム、塩分を除去いたします。その後、塩分を除去して海水の淡水化ということで、それをもともと近くの注水のタンクというところへ戻して、これをもう一回、原子炉に注水をするという流れを組んでございまして、これで全体的に水があまり増えないようにしていくという状態でございます。

今後、これをどうやって管理をしていくのかということでございますけれども、大きく3点ございます。まず、原子炉建屋の書いてあるイラストの左側でございますけれども、建屋流入水の抑制ということでございます。これは山側から地下水が原子炉建屋に入ってきている状態でございますので、上流側に井戸を掘りまして、ここから水をくみ上げていくことによって、原子炉建屋に入ってくる水を減少いたします。

もう一つの対策は、この紙の右下にございますけれども、放射性物質の除去ということで、現在、海水を淡水化した残りの水、ここからセシウム以外の核種をいろいろ取っていくということで、多核種除去設備というものの運転を行ってまいります。

また、汚染水が現状増え続けている状態ですので、こちらの貯蔵ということで、現在

タンク、地下水貯水タンクと書いてございますけれども、こちらは計画的に増設をして、十分な容量を賄えるようにしていくということでございます。

次に、この資料の裏面にまいりますけれども、【3】ということで、放出放射能線量関係の話でございます。左側でございますけれども、事故以降の放出放射能、セシウムで1～3号機の合計でございますけれども、こちらのずっとのトレンドを書いてございます。至近はずっと0.1億ベクレル/時ということで評価をしてございまして、今年の2月以降、同じ値で報告をしているところでございます。少し低くなっているところが、色が薄い色から濃い色になって、あたかも少し上がっているかのように見受けられるのですけれども、これは目の錯覚でございまして、実際には全て0.1億ベクレル/時というふうに評価をしてございます。

その下でございますけれども、各号機に関しまして、現在の格納容器のガス管理システムということで、格納容器の中からガスを引っ張ってきまして、これをフィルタを通して、また放射線の濃度を監視しながら環境に出しているということでイラストをつけてございます。

また、右側でございますけれども、発電所の敷地の中に放射性物質で汚染されたがれきがございますので、こちらは計画的に一時保管施設ということで穴を掘りまして、水が漏れていかないような形で遮水シートを引いて、その上に覆土をするという形で順次進めているところでございます。

次のページにだけいただきますでしょうか。3ページ目でございます。左半分は【4】ということで、海洋汚染の防止に努めていますということでございます。まず1点目は遮水壁というものを現在1～4号機の海側、護岸のほうに設置してございます。こちらは拡大図が右側の写真にございますけれども、海洋に沿って金属製の壁をつくっていくことによって、地下水が敷地から海に出ていくというのを防ぐということにしてございます。

また、この下には現在の敷地の海面の写真を上から撮ったものがございまして、ここから汚染が出ていかないようにバリアを組んだりですとか、また、少し、三つ上に写真がございまして、真ん中でございまして、海水を浄化してまた海に返すようなことをやっております。こちらには写真がございませぬけれども、改定の底の土が放射性物質で汚染をされてございますので、それが舞っていかないように特殊な土で固化をして、飛散の防止を行っているところでございます。

3ページ目の右側でございますけれども、【5】といたしまして、使用済燃料プールの冷却とプールの燃料の取り出しの件でございます。まず、4号機でございますけれども、建屋上部のがれきが片づいたということで、現在、燃料取り出し用のカバーを建設しているところでございます。第1部分ができたということで、1月14日の状況の写真がございまして。

また、4号機の建屋に関しましては、傾いているのではないかという話がございまして、こちらに関しましては左側の写真でございますけれども、原子炉ウェルとプール、こちらの床面から水面の距離を定期的に確認をしてございまして、傾いていないということを見ている状況でございます。

右側は、これは外から壁が傾いていないかというのを光学機器で調べておりまして、

今のところ特に問題はないという状況でございます。

あわせて3号機でございますけれども、現在もがれきの片づけは継続をしてございまして、最終的には右側にあるような燃料取り出し用のカバーをつけるということにしております。

次のページでございますけれども、4ページ目でございます。こちらは【6】ということで、プラントの状況把握と燃料デブリ取り出しに向けた作業ということでございます。各号機の今の状況は、イラストに書いてございますけれども、左下でございますけれども、1号機でございますが、1号機に関しましては、現在建屋にカバーがかかっておりまして、注水を行っている状態です。左上に写真が2枚載っておりますけれども、これはそれぞれ赤い矢印で差したところの水の中の状況を見ている状況でございます。

2号機に関しましては、建屋は爆発を免れましたので残っておりますけれども、現在、ブローアウトパネルということで、建屋の一部の扉が開いているような状態になっておりますので、これは閉塞の作業を進めてまいります。温度計を入れるための設置の作業の写真が上でございます。

3号機に関しましては、比較的、建屋の線量が高いということで、現在ロボット、またはガンマカメラという放射線のレベルを映像化して評価するようなもの、こちらを見て内部のサーベイを行っているところでございます。

冒頭申しましたように、原子炉の安定的な冷却状況に関しましては、下に一覧表ということで書いてございますけれども、いずれも10℃台から30℃台ということで安定をしている状況でございます。

最後に、参考資料ということで最後の紙でございますけれども、福島第一における主な津波対策ということでございます。まず追加で、津波がやってきた場合の措置といたしまして、仮設の防潮堤、これは柏崎でつくろうとしているものに比べますと、若干、簡便なものでございますけれども、袋に石を詰めまして、これは大体4メートルぐらいの高さで組み上げていくものでございます。

また、左上の写真は、原子炉に注水をしている常用の高台炉注水ポンプということでございますけれども、海拔35メートルのところに設置をしているものでございます。もしこちらに機能の不具合がございましたと、右側の写真でございますけれども、非常用の注水ポンプに切りかえます。これでも、もしこれが使えなくなりますと、左下の消防車、こちらを用いまして水を注水していくというような手順が組まれておりますし、実際それがうまくいくということを定期的に確認をしているところでございます。

本資料の説明は以上でございます。当社からの説明も以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございました。

規制庁さん、お願いいたします。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

柏崎刈羽原子力規制事務所、飯野でございます。

今回、資料を三つ用意させていただきました。資料1、資料2、資料3でございます。まず、柏崎刈羽発電所関連の動きということで、資料1についてご説明いたします。まず1番目ですけれども、事業者との面談についてのルールの見直しということで、こち

ら、ちょっと後で、ご質問もありましたのでその回答も含めてなんですけれども、事業者との面談に際して少し問題があったということでございまして、原子力規制委員会では、この2月6日になりますけれども、もともと原子力規制委員会の業務運営の透明化の確保に向けた方針というのがあるんですけれども、この中で規制に関連する内容の議論の適用範囲の拡大であるとか、あるいは面談の組織的な管理であるとか、こういったところをルールとして定めまして、この方針の一部を改正したというものでございます。

関連する資料、3ページ目に今、申し上げました内容なんですけれども、この見直しが行われたという資料と、それから透明性確保の方針というのがありまして、これは9月12日の発足の際につくられたものなんですけれども、5ページ目になりますけれども、今回の見直しを受けてこの方針を改正しているということでもあります。これはまたご覧になっていただけたらというふうに思います。

それから、資料1の1ページ目に戻りまして、3番目ですが、ERSSです。緊急時対策支援システムが一時異常があったということで、2月21日なんですけれども、JNESがERSSを運用しているんですけれども、こちらから連絡がありまして、朝の1時間少々ですけれども、不具合が発生して復旧したということがありました。

関連する資料を15ページ目につけておりますけれども、この異常が発生して、翌日にはその原因が判明したということで、その原因についてということで、17ページ目に資料をつけておりますけれども、こういった原因で異常が発生したということでございます。統合原子力防災ネットワークというのがあるんですけれども、このネットワークの構築工事を九州電力で行っていて、接続したまま作業を行ったところ、異常が発生したということでございます。

それから、また1ページ目に戻っていただきまして、4番です。事業者への軽微な指摘につきましては、今後、指摘事項一覧表ということで、まとめて公表するということで、事務所ごとに公表することになっております。第三四半期分ということで公表したわけですけれども、柏崎刈羽事務所についても公表しておりまして、今回は指摘事項はなかったということでもあります。

ただ、この期間、保安規定違反の監視事項が2件あったということで、その指摘はしておるんですけれども、それ未滿の指摘はなかったということでもあります。

それから、最後に5番目ですけれども、現在、第4回保安検査を実施しております。この保安検査の計画について、2月18日に公表しているということで、資料を21ページ目につけてございます。検査項目、21ページ目の4ポツに書いてありますけれども、基本検査項目が4項目、それから追加検査項目で3項目ということで、合計7項目で現在、進めているということでございます。

それから、最後に検査実績、2ページ目のところなんですけれども、今申し上げた第4回保安検査が、3月12日、来週の火曜日までの予定で現在行っております。それからあと燃料取り出しと燃料装荷の作業が1号機と7号機、行われておりまして、それぞれ保安検査ということになるんですけれども、この期間、1号機が3月12日までの予定と聞いておりますけれども、この予定で現在行っているということでございます。

資料1につきましては以上でございます。

それから、資料2が1F関連なんですけれども、ここに今回、四つ書いてございます。

一つ目、福島第一原子力発電所が、特定原子力施設ということで、それに関連して原子力規制委員会規則を制定するというので、これを検査の実施に必要な事項を定めるということで、現在、この規則案のパブリックコメントを行っているというのが2月13日の件でございます。

2月20日ですけれども、その中で原子力規制委員会規則案の中で、基準等の細かい運用の事項について原子力規制委員会がまた別途定めるということで、これを告示という形で行うということです。また、検査官の権限についてもまた定めるということで、これらの原子力規制委員会告示についての意見募集を現在していますということです。

それから、3月5日です。特定原子力施設と指定されている福島第一原子力発電所についての法、原子炉等規制法の特例を定める政令が、昨日閣議決定されたということで、これらの資料をつけておりますので後ほどご覧いただけたらと思います。

それから、放射線モニタリング情報を資料3につけておりますので、これまた後ほどご覧いただけたらと思います。

それから最後に、ご質問で、今日の委員質問にもありますけれども、公開されていない被規制者、各電力会社等との面談がどれだけあるのかということで公表されたいというご質問がありました。こちらについて、口頭で回答させていただきたいんですけれども、先ほどご説明したとおり、原子力規制委員会では内規、先ほどの原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針、これに基づきまして、被規制者等との面談の概要や資料を公開することになっていると。被規制者等との面談に当たらないものにつきましても、これまで組織的な管理を行っていなかったため把握していないということでございます。

しかしながら、今回この不適切な行為があったということで、これを踏まえまして、被規制者等との面談についてはその内容に関係なく、全て2人以上で対応するという原則にしますし、それから儀礼上の挨拶も含めて面談予定、実施状況を公開するといった内容で今、再発防止策を講じているということでございます。

規制庁からは以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。同じ関連の質問で東京電力さんにも多分、回答が文書で出ていますので、また後で参考にしてください。

では、資源エネルギー庁さん、お願いいたします。

◎磯部柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

こんばんは。資源エネルギー庁事務所の磯部でございます。

資料を1枚配らせていただいております。右肩に資源エネルギー庁と振ってある紙をご覧くださいと思います。

前回以降の主な動きとしまして、原子力エネルギー政策の見直しのうち、エネルギー基本計画でございますが、従来、総合資源エネルギー調査会の基本問題委員会で議論をまいりましたが、今後は基本問題委員会の親部会である総合部会で議論を行うということを茂木経済産業大臣が3月5日に発表しております。

その際、配られた資料が裏のページにあるものでございまして、委員も少し絞り従来は20名以上でしたが、総合部会では15名の委員を予定しております。3月の中旬ご

ろには第1回の部会を開催する予定でございます。年内にまとめを行うようなスケジュール感で今後、議論を行っていく予定となっております。

それから、表紙に戻っていただきまして、その下に電力システム改革戦略につきましては、同じく総合資源エネルギー調査会の専門委員会で議論を重ねてまいりましたが、2月15日に報告書が取りまとめを行われております。それに従って、今後、具体的な法律改正などによって、電力事業の自由化を進めていく方向での改革が取り組まれていくことになっております。

参考につけているものは、経済再生本部の本部長としての総理大臣からの指示の抜粋をここに書かせていただいております。電力システム改革を進めるために経済産業大臣におかれては、6月まで開かれております今の国会に必要な法律案を速やかに出すようにという指示が出ているところでございます。

以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございました。

新潟県さん、お願いします。

◎熊倉原子力安全広報監（新潟県）

皆さん、こんばんは。県の原子力安全広報監、熊倉です。本日もよろしくお願ひいたします。

私のほうからは右肩に新潟県と書いてあります資料、A3を折り込んだもの、これに従って説明させていただきます。

1番目ですが、安全協定に基づく状況確認ということで、毎月定例の確認を2月12日に行っております。内容は記載のとおりです。

2番目ですが、安全管理に関する技術委員会の開催ということで、2月19日、今年度6回目の技術委員会を開催しています。また、当日午前中はこちら、柏崎刈羽原子力発電所の構内を視察いただいております。今年度、技術委員会では福島第一事故を踏まえた議論を行っていただいておりますが、今年度24年度の議論の整理を行いたいということで、現在その作業を行っているところです。

3項目め、新安全基準骨子案に対するパブリックコメントへの意見提出ですが、2月28日、原子力規制委員会が意見を募集しています「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案」、これに対しまして意見を提出しております。意見の例ですが、その下に囲みがありますし、資料を開いていただいている中の右面、左肩に別紙と書いてございますけれども、「新安全基準骨子案パブリックコメントへの新潟県意見の概要」ということで、今回提出させていただいた意見の概要をこちらに記載してございます。後ほどご覧いただければと思います。

1ページ目に戻っていただきまして、4項目めですが、原子力災害への対策強化、これの国への要請についてです。昨年10月29日、原子力規制庁規制委員会さんに対して、原子力発電所の事故への対応ですとか、原子力災害発生時の対策の強化、例えば避難基準を具体的に示してくださいとか、ヨウ素剤の配布、服用の考え方を具体的に示してくださいというような要請を行っております。

これに対する回答ということで、2月6日に規制委員会さんから回答をいただいたん

ですけれども、なかなか具体的な内容がないということで、改めて要請を行ってまいります。

開いていただきまして、中面5項目め、その他ですが、前回からの報道発表資料です。2月25日には地震の発生に関して報道しておりますし、2月28日は、原子力災害対策指針、こちらは原子力規制委員会さんでまとまったということなんですけれども、これに関する知事コメントというものを出してしております。こちら先ほどの安全基準と同じように、原子力災害対策指針に対しまして、県から募集しておられましたパブリックコメント2件を出しておりますけれども、なかなか当県から提出しました意見が具体的に反映されておらないということで、知事からのコメントを公表してまいります。

私のほうからは以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

柏崎市さん、お願いします。

◎関矢防災・原子力課係長（柏崎市）

柏崎市防災・原子力課の関矢です。

市の2月6日以降の動きですが、県、刈羽村、柏崎市で定例の状況確認を行っております。それと2月19日の技術委員会にも同席をさせていただき、議論の状況を確認しております。

それと、新潟県さんでの3月4日に原子力防災訓練の報道発表ということで、後ほどの説明にあります、カラー刷りの「訓練を実施します」というものにつきましては、3月5日、町内会を通じまして、市内全戸に配布をさせていただいております。

以上です。

◎新野議長

刈羽村さん、お願いします。

◎堀総務課長補佐（刈羽村）

こんばんは。刈羽村総務課の堀と申します。よろしく申し上げます。

前回定例会以降の動きにつきましては、国並びに県と同様でございます。防災計画につきましては、多少、遅れておりますが、今、各課調整の上、作成中でございます。

以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございました。前回からの動きは、特に。

◎武本（和）委員

前回からの動きで、私にとって非常に大きな報告と言いましょいか、この会でも本来2月中に安田層の調査の結果が上がってきて、議論するというのは去年の8、9月ごろからそういう議論をしていたと思うんですが、何か所長会見で、2月はまとまらないと、一月遅れるみたいな話があったんだけど、今日全く報告がないというのは非常に奇異です。なぜ報告がないのか。

大きな問題と言いましょいか、報告事項でないという判断をした理由、それから、それこそ今日、これは後の議論にあるのかもしれませんが、新しい基準ができる、地震・津波の基準ができるみたいな中で、活断層の年代だとか、そういうことが書かれている

わけですが、とにかく私は先回の会議でも言ったように、つくってはならない場所に、うそとごまかしでつくってきて、まとめられなくなっているんじゃないかという問題意識を持っています。

そういう点で、報告を注目していたところが、2月にはまとまらないという報告があったんだけど、なぜそういう項目ぐらい、こういう理由で遅れましたぐらいのことは言わないのでしょうか。そのことを非常に奇異に思いますので、聞きたいということです。

以上。

◎横村所長（東京電力）

発電所長の横村でございます。

大変、気が利かない報告でございまして、申しわけございませんでした。しかし、我々といたしまして、ボーリングにつきましては、ボーリングをとった後、解析試料、たくさん出てまいりましたので、それを用いまして正確な年代を何とか同定したいということで、今まさに分析をしているところでございます。

例えば、今までにとんでもない結果が見えているとか、何もわからないみたいな形はなっておりませんので、そういった意味では、その結果がわかり次第、またご報告をさせていただきたいと思っております。

本日、そういった点について触れなかったことについては、おわびを申し上げたいと思います。

◎新野議長

あとはよろしいでしょうか。

では、次へ進みます。（2）です。新安全基準の骨子案について、これはちょうどこういうタイミングでこういうことをご報告いただいていたほうがいだろうということで、時間は少し短めなんですけど、ここで触れるということが運営委員会で協議されまして、ご説明の時間をとっていただいております。よろしく申し上げます。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

資料は前回の情報共有会議でお配りさせていただいた資料5でやります。前回の時点でちょうどそのパブリックコメントが始まりまして、パブリックコメントは2月28日まで行っております。もう締め切ってはおりますけれども、現在、ご意見の集計中というか、そういう作業をしております。したがって、この骨子案については前回のお示しした資料が現時点の版ということになります。

この資料5の1番目がまさにその資料になります。骨子案は3部構成になっていて、シビアアクシデント対応、それから設計基準、そして地震・津波の基準ということで、非常に大部、50ページとか、そのぐらいのものが三つぐらいあるものですから、今回、この概要資料でご説明させていただきたいと思っております。

資料5の1枚めくっていただいて、1ページ目と書いてありますけれども、パワーポイント資料です。まず1ページ目の下のスライド、①のスライドですけれども、福島事故が起きまして、福島事故が起こる以前の安全規制のやり方についての事故調査委員会であるとかから、いろんな指摘がありました。ここに五つほど例示が書いてありますけれども、一番上でいうと、シビアアクシデント対策が、今後は法律になるわけですから

ども、その検討が十分に行われないうまま事業者の自主性に任されてきたと、こういった趣旨の指摘があったということでございます。

1枚めくっていただきまして、今回、事故が起きまして、昨年6月に新安全基準の前提となる原子炉等規制法の法改正が行われたということです。2ページ目の②というスライド、上のスライドですけれども。この原子炉等規制法の法目的が修正されまして、大規模な自然災害とか、あるいはテロリズムとか、そういったものも想定するということ。それから、国民の生命・健康・財産の保護、環境保全、それから我が国の安全保障に資することを目的とするという、こういう目的が見直されております。それから、重大事故を想定した安全規制へ転換するというところで、シビアアクシデント対策、これが法令上の規制対象になったということでもあります。それから、最新の知見を生かすということで、既に許可を得た施設についても、新しい基準ができた際にはその適合を義務づけるという、いわゆる「バックフィット制度」というものもその中に入っていると。それから、法体系をシンプルにするというか、一元化ということで、別の電気事業法での安全規制も、原子炉等規制法に一元化するなどの一元化が図られたということになります。

その下ですけれども、今回の福島事故の進展が書いてありまして、地震が発生して、津波が発生したということなんですけれども、この下のところで炉心が損傷して、格納容器が破損して、原子炉建屋へ漏えいして、さらにその建屋が水素爆発して、結果的に大規模な放射性物質の放出があったということで、多重防護というところが、ここででき上がったといったところが書いてあります。

めくっていただいて、3ページ目の④というスライドなんですけれども、この骨子案とか、新基準の検討のステップが書いてあります。まず、原子力規制委員会では、新安全基準の検討に当たっては、二つの検討チーム、新安全基準に関する検討チームというのと、地震・津波のところを少し切り出しまして、新安全設計基準に関する検討チームということで、二つの検討チームで検討が行われて、その間、国際的な基準との比較なども行われてきました。被規制者からの意見聴取なども行いながら、基準骨子案を取りまとめて、パブリックコメントがかかったということでもあります。

現在、この段階というのはもうパブリックコメントが終わった段階になりますけれども、2月末までパブリックコメントを行いまして、これで骨子をまとめていくと。その後、その骨子に沿った形で実際の条文をつくっていくということで、これは原子力規制委員会規則ということになりますけれども、規則条文をつくって、さらにパブリックコメントをかけまして、公布というのは1カ月前ですけれども、それで施行ということで、7月18日までには施行するというようになっております。

下が、⑤のところはその基本的な方針が書いてあります。三つここにありますがけれども、一つは深層防護の考え方。深層防護、五重の防護とか、多重防護とかいいますけれども、前にある、例えば三重目の防護であれば、二重目の防護はもう突破されてしまうものと想定して、前段否定といえますか。それから、後ろに四重目の防護があるということには期待せずということで、後段否定ということで、その当該防護だけで食いとめるということで考えていくという考え方。

それから、信頼性の強化ということで、いろいろ自然災害とかも、火災防護対策の強

化徹底とか書いてありますけれども、火災につきましても、これまで火災防護指針というのがあって、策定がされる前の原子炉には適用除外というのがこれまであったんですけれども、例えば、先ほどのバックフィットの話なんですけれども、これを策定前にできた原子炉についても適用していただくか、そういったところで信頼性の強化を図っているということです。

それから、3番目が自然現象ということで、特に地震・津波のところを評価を厳格化したり、あるいは対策を義務づけたりするということで、自然現象に対する防護対策のハードルを上げたということでもあります。

めくっていただきまして、4ページ目の⑥のところですが、新たにシビアアクシデント対策とか、テロ対策というのも義務づけるということで、こちら①から⑤までありますけれども、まず、炉心損傷を防ぐということなんですけれども、炉心損傷が起こった場合にも格納容器の機能を維持していくと。それがだめな場合には、ベントによる管理的な、放射性物質をできる限り減らして格納容器を守っていくというところ。それでもだめな場合には、放射性物質の拡散抑制、水素爆発の防止とか、そういったそれぞれの段階にわたって防護措置を用意していくということで、設備の組み合わせが②に、可搬設備と恒設設備の組み合わせで信頼性を上げていくと。

それから3番目が、使用済燃料プールです。それから4番目が、緊急時対策所の耐震強化とか、通信の問題です。使用済燃料プールは計測がちゃんとできるかといったところ。それから5番目がテロ対策といいますか、意図的な、飛行機が落ちてきたりとか、そういったところを備えて、特定安全施設という考え方を導入するということです。

その下に⑦で新安全基準の全体像というのがあります。左側がこれまでの、従来のということで、耐津波性能であるとか、あるいは設計基準の緑色の6項目がありますけれども、それぞれについて少し後で出てきますけれども、これまでの設計基準であるとか、あるいは地震・津波対策については、強化していくということ。それに加えまして、右側ですけれども、新しくシビアアクシデント対策というのを加えたというのが大まかな新安全基準ということになります。

それぞれ個別に説明があるのが5ページ目以降なんですけれども、まず緑色のところでは、設計基準につきましては、これを強化するということでありまして、⑧のスライドですけれども、まず自然事象と、自然災害の事象として、先ほどの火災も森林火災とか、あるいは竜巻とか、こういったものを追加して広く見るということでもあります。それから、火災防護対策の強化・徹底というのは先ほど説明したとおりでございます。それから3番目が、この安全上重要な機器の信頼性向上ということで、特に長時間使用する配管については多重化するとか。それから、外部電源の強化ということで、複数の回線で異なる変電所に接続するなどということです。それから5番目が、熱を逃がすシステムの物理的防護ということで、海水ポンプを防護するといったような、この設計基準の強化を図るということです。

⑨のほうは、さらに新しい対策ということで、シビアアクシデント対策というものです。これも二つありまして、まずは炉心損傷を防止する対策と、それからその後が、炉心損傷は起こってしまったけれども、その影響を緩和する対策といいますか、⑩のスライドがそうなんですけれども、格納容器破損防止対策ということで、二通りの対策がシ

ビアアクシデント対策としてあるということです。

まず、前者の炉心損傷防止対策については、この①から⑥までありますけれども、設計上の想定を超える事態が発生を前提として、炉心損傷に至らせない対策を新たに今回要求するというので、ここに書いてある六つの対策があるということです。

その対策の例として、⑩にサポート機能の確保ということで、電源の関係はここに書いてありますけれども、BWRの関係でいうと、高台に電源車を設置するなどの対策が例えば例示として挙げられています。

それから、⑪が炉心損傷が起こった場合の格納容器の破損防止ということなんですけれども、その対策についても新たに要求するというので、こちらは①から⑥まで対策が書いてあります。格納容器の冷却とか、減圧とか、それから放射性物質低減をする格納容器スプレイとか、それから格納容器の除熱・減圧のためのフィルタベント等々の対策がここに並べられております。

⑫がその例ですけれども、フィルタベントであるとか、あるいは溶融炉心の冷却ということで、可搬型の、これはポンプ車ですか。水を注水できるような設備を配備するというのを求めていくということでもあります。

それから13番が、これがテロ対策ということで、意図的な航空機衝突などへの対策ということで、炉心損傷が発生した場合でも制御できるということで、特定安全施設の整備を要求するというのであります。

それから、14番が敷地外に放射性物質を拡散抑制するというので、外側からの泡放水砲システムとか、そういったものを屋外放水設備の設置などを要求するというのであります。

それから、あと耐震・耐津波の性能強化ということでもありますけれども、こちらは資料をもう一つつけてありますけれども、11ページ目に地震・津波の部分の新安全設計基準の骨子案の概要がありますけれども、この部分のポイントについては、ここにある五つでありまして、まず津波の基準を厳格化するというので、基準津波というのを設けて、これに対してちゃんと津波防護施設等の設置を要求するというのであります。

2番目が、当然その津波防護施設については、地震が来たときに崩れてしまっただけの意味がないわけで、これらの施設については地震で最も設計上強いというSクラスを要求するというのであります。

それから活断層につきましては、ここに書いてあるとおり、後期更新世以降ということで、12～13万年前以降の活動が否定できないものとして、必要な場合には40万年以降までさかのぼって活動を評価するというのであります。

それから、基準地震動については、それを精密なものにするために地下構造を三次元的に把握するというのであります。それから、建屋の地盤のずれや変形に対する基準ということで、活断層が露頭がない地盤にSクラスの建物、構築物は設置するというのであります。それぞれ、その後の11ページ目下から12ページ目、13ページ目はその詳細が書いてあるということでもあります。

今後は、先ほど最初に申し上げたとおり、現在パブリックコメントは締め切っておりまして、出していただいたご意見を今集約して、それを踏まえた形で今後、原子力規制委員会規則としてまとめていって、また、4月ごろになるかと思っておりますけれども、具体

的な規則のほうのパブリックコメントをかけて、公布した後、1カ月ほどたって正式なものを施行していくというような、そういうスケジュールで進んでいくということでございます。

少し雑駁ですけれども、規制庁から以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。私どもの立場で質問を差し上げて、即、飯野所長にお答えいただくということが、可能ではないような雰囲気はあるんですが、委員同士の意思の疎通というか、これ十分に図れるので、こう思うとか、こういうことがわからないとかということがあればですし、お答えいただけるものがあればお答えいただくようにしますので。

この骨子案について何かご意見とか、こうあったらいいなとかという要望でもいいですよ。答えを引き出すというよりは、自分はこういうようなことに期待するとか、こういうふうに改善を本当はしてもらいたかったというような要望とかがあれば、ここで述べていただければ間接的はお伝えできるかと思っておりますので。

では、中沢さんが若干早かったかな。

◎中沢委員

今、お話あった活断層のことについて、ちょっとお尋ねしたいんですが。新聞報道にも何かあったようなんですが、活断層の定義というのが非常に私も曖昧だというか、わかりづらいというか、そういうように思います。

新聞報道なんか、今ここに書いてあった資料にもよりますけれども、13万～12万年前以降、活動が否定できないものと。そして明確に判断できない場合は40万年前以降にまでさかのぼって評価するというふうに言われているわけです。

また、新聞報道なんかを見ると、一方でこの40万年前以降に、実際、活動した形跡のある断層も、活断層と見るというような、そういう言い方をされている報道もあるんです。そこら辺が私もまだすっきりしないんですが、それについて、ちょっとお答えしてもらいたいのと。

もう一つは、今の資料の12ページなんですが、活断層の認定基準厳格化という、このところなんですけれども、ここに例示の1というところに、こう書いてある。「なお、この判断をより明確なものにするために、約13～40万年前の地層又は地形面に活断層に伴う「ずれや変化がない」ことを、念のために調査をしておくことがよい」というふうに書いてあるんです。やっぱり、40万年前まで、以降までさかのぼって調べたほうがより正確であって、安心できるというような意味が書いてあるんじゃないかなと思うんです。そういうことから言えば、やはり40万年前までのほうが正しいのかなというようにも考えるんですが。

また、一つ、ある新聞によりますと、規制委員長代理の島崎さんがインタビューに答えた内容なんですが、やはり40万年以降の断層があれば、今後も活動が起こると考えないといけないというふうに言っているんです。きちんと調査をすれば、13万年、12万年前にも必ず断層の活動を示す変形があるはずだというふうに言っているんです。だから、非常に今回の13万年から12万年前以降の活動がなければ活断層がないというように決め方というのは、非常に私もおかしいなと。

このことを裏づける証拠というか、実際に起きた事例があるんですが、皆さんもご存じだと思うんですが、3.11のちょうど1カ月後です。いわき市の湯ノ岳断層、これが動いて非常に大きな被害が出たということです。これは東京電力も12～13万年前以降には活動していないので、耐震設計上は非常に考慮すべき断層ではないと、安心していいというような断層だったそうですが、これが動いたというようなことがあります。

ちなみに、国際標準では180万年前以降に動いたものを活断層としていると。アメリカなんか180万年前以降に動いたものは活断層というふうに見ておりまして、原発はこの付近にはつくらないというようなことが決まっているそうです。

柏崎刈羽の原子炉の直下には、24万年ころに活動した痕跡があるということですが、本当にさっきも話したように、12万～13万年前以降に活動していないから安全だというふうには言えないんじゃないかなというふうに思います。より安全側に立って、私たち住民が安心できるというか、そういう活断層の定義を40万年前以降に活動した痕跡のある断層に、私は改めるべきではないかなというふうに思います。

以上です。

◎新野議長

では、中沢さんの思いの中では、12～13万年より40万年のほうが妥当だろうと思うんだろうけれど、どうだろうということでもよろしいですね。

高橋さん。

◎高橋（優）委員

高橋といいます。

共通した部分もあるかもわかりませんが、私もこの28日までのパブリックコメントに対して送信したものの一人として、パブリックコメントは意見というのと理由というのは書いていたんですが、そのことに触れながら、今の議論に参加したいと思います。規制委員会に物申すという形で受け取っていただければよろしいです。

1月に開かれた新安全基準の専門家による検討会に出席した東京電力の担当者はどういったかといいますと、今現在の事故原発の全てが今わかっているわけではないのだと。炉心溶融した後、原子炉格納容器にどのような影響を与えたのかは確定しておりませんと、こう検討会で話されたそうです。

事故から2年たとうとしているのに、事故の経過さえわかっていない。そういう中で、NRCの3,000ページにも及ぶアメリカの資料を解読して、それも参考にしているのが、この新安全基準が7月にもできようとしているわけでしょう。あまりにも拙速ではないかというふうに思います。

私は意見としてどういうことを送信したかと、挙げたかといいますと、今、中沢委員が触れたんですが、原発新基準案のうち、地震対策については原発の立地指針のいわゆる活断層の定義を、後期更新世以降の活動が否定できないものとするのではなくて、40万年前以降に活動していれば、活断層であるとしての新基準を作成して国民の合意を得てくださいと、こういう意見を挙げました。その理由は私、これから言いますけれども。

その理由として、我が国で最も権威のある地震調査研究推進本部というのがあります。

科学者の最新の先端をゆく研究推進本部だと思いますが、この推進本部が2010年の報告書で活断層を約40万年前程度を目安としているという報告書を出しているんですけども、先ほどお話がありました、先ほど国際的なことも参考にしているという発言がありましたけれども、今も中沢委員が言われたんですけども、では、アメリカのいわゆる世界基準といいますか、アメリカの原発立地指針の活動の定義というのは、先ほど180万年前以降というふうに発言されたんですけども、そういう認識でよろしいですか。まずそのところを答えていただけませんか。あなたの知見だったら答えられるんじゃないですか。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

もう一度、ご質問をお願いします。

◎高橋（優）委員

アメリカの原発の立地指針の活断層の定義について、180万年前以降を活断層としていると、そこには原発は建てないということにしているという今、発言があったので、そういう認識でよろしいですか。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

ちょっとそこは、私は今わかりません。

◎高橋（優）委員

そうですか。アメリカから買った原発なんですけどね。

原発だけが活断層の範囲を限られているわけです。かつては5万年前以降だったわけでしょう。180万年前以降だということにすれば、アメリカの立地指針では、そうやって安全確保しようとしているわけですよ。しかも西海岸ではなくて、東海岸のほうに原発が、地震のないほうにあるわけでしょう。そこが180万年前ということでもって安全を確保しようとしているわけです。

これで、規制委員長の田中俊一さんはどう言っているかということ、世界で最も高いレベルの安全を確保するんだと。それから、横村所長さんも何回も言われています。世界で最も高いレベルの安全で柏崎刈羽原発を稼働させると。そして4月から再稼働ということも、この姿勢も崩してない。

私は、東京電力はこの規制委員会の規制をくぐり抜ける、何か方法をお持ちなのかどうか。私はお聞きしたいと思います。

また、骨子案では、先ほども出ていましたけれども、事故で格納容器が壊れて、放射性物質が環境に放出される場合も想定しているんですよ。大量の放射性物質を放出する格納事故を想定しながら、その一方で世界最高の安全を強調しているわけですよ。こんな矛盾ってあるんですか。それで20日に開かれた規制委員会の定例会で更田豊志委員長はどういったかということ、どのような対策を施そうとも、どのような防護策を幾重に設けても、なお残るリスクがあるのだと、こういっているわけでしょう。安全基準といわれますけれども、どこが安全なのかということが、私は国民が理解できるんだろうかと、そう思います。

こうした客観的な安全基準なんてできると思いますか。福島原発事故のことを思えば、原発の危険から国民の安全を守ることなど、到底できないわけでしょう。したがって私は新安全基準に基づく再稼働というのは到底許されないし、容認できるものではないと、

私はこういう意見を一応挙げておきたいと思います。

◎新野議長

ありがとうございます。ほかに何か規制のことでご質問なりお考えがある方がいらっしやれば。

伊比さん。

◎伊比委員

伊比です。

国のことではなくて、世界は一つという考え方から、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

今、ちょうど中国で全人代が開かれておりますが、中国はエネルギー源がなかなか足りないというようなことで、これから原発を何か第一次計画を80基ぐらいまで増やすというふうな発表をされておられます。これについて日本の国は事故を受けて、こういう新しい基準を設ける、当然、私は必要なことだというふうに思います。

昨日ですか。熊本市内でPM2.5の空気汚染がありまして、外出しなきゃならんと、こういうふうなことなんですが、こういうことを基準の中を見たら、私この前、テロリズムのことは言いました。それはこの基準の中に入っております。

ところが、外国で発生したときのことを日本の国民に対してどういうふうに安全をカバーするのかというのが、いつも私が言っているんですが、こういうものが見えない。日本で原発をやめても、これからほかのエネルギーに変えるんだというのは結構なんです。世界は方向としては原発を動かすよと。特に後進国、熱源は放射能が出る原子力発電だと。こういうことを言っているわけですから、当然これに対して日本の国の行政当局は、十分にそういうものを考える必要があると思うんです。

いまだ黄砂の状況でも対策が何もとれないというところに来て、原発が盛んに。事故が起きないということはある得ないと思うんです、他国で。そうしたときに空気汚染された日本の国をどういうふうにして守るのかということを私、非常に憂いているんです。

これは50年とか60年とかいう先のこともわかりませんが、我々がいなくなってから、子どもたちとか孫とか、そういう人、子どもが、国民が汚染をされるということのないように、この基準を考える中にそういうものも一つ、私は真剣に検討して入れていただきたいなど。

こういうのを検討する人は、非常に頭のいい方が集まってやっているんだろう思うんですが、なんで他国からの影響に対して対策がとれないのかなというふうなことで、いつもこういう文書を見て私、感じております。というのは、私も外国へ行っていろいろ勉強した経験があるもんですから、こういう発言をさせてもらっているんですが。そういう点でぜひひとつ、これは規制庁、よく検討してですね、偉い方に提言していただきたい。これ、私、提言をしているんです。

本来の我々の地域の会の目的の一つ、「提言」ということでありますから、批判的なことは私は申し上げません。そういうふうにしてぜひ一つ検討していただきたい。国民の安全を守るのは行政の、国の一つの仕事であるということを再度いろいろと考えていただきたいということを申し上げます。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。あと高桑さん、佐藤さん。

◎高桑委員

高桑です。

すごく細かいことかもしれないんですけども、まずフィルタベントあたりのことについてお聞きしたいと思います。格納容器の破損防止のためにフィルタベントをつけるということですけども、そうやって今まであったものに後づけでそういうものをつけた場合に、施設としての耐震性も含めた、そういうものについてはいかがになるのでしょうか。前に、建屋にもトップベントをつけましたね。建屋も本来ならばああいうものがない形で、きちんと厳しい規制のもとでつくられてきた建屋だと思いますけれども、後でそういうものを開けたことによって、耐震性も含めてその辺のことはどうなっているのかということの説明やら検討やらはなされているのかどうか。そこは非常に細かいことですけども、非常に心配です。

それから、地盤の関係では、もちろん活断層の定義はすごく逃げ道があるような回りくどい言い方ではなくて、きちんと40万年というふうにすっきりさせてもらいたいというのが要望としてありますけれども、もう一つ別な点で、ちょうど⑩のところに地震による揺れに加え、地盤のこれこれこれこれを明確化するというので、「Sクラスの建物、構造物等は活動性のある断層等の露頭がない地盤に設置」と書いてあります。私はSクラスだけというのはおかしいのではないかと。原発の事故はSクラスがやられたから事故が起こるだけではないですよ。Sクラスではないところがやられても、それが大きな事故につながるわけですから、こういうところでSクラスの建物、あるいは構築物というふうにSクラスに限定することは、これはやめていただきたい。建物全体はそういうところに建ててはいけないと。そうしなければ事故は防げないんだろうというふうに思っています。

それから、細かいところはいろいろ気になるところはあるんですけども、全体の感想としては、新しい安全基準が通ったときに、安全であるというふうに判断されるというような流れがあると思いますけれども、先回も私言いましたけれども、原発の安全は、安全基準、新しくこれつけますよ、あれつけますよ、防潮堤つくりますよというようなことだけで守れるものではなくて、安全であると言えるものではなくて、今現在、福島で起こっているこの事故がきちんと収められるという確証がない限り、安全ということにはならない。

私はこの安全基準を、パブリックコメントのときに読みながら非常に強く感じたことは、原発のそばに住んでいない人たちが、会議室や机の上で、本当にやっている安全なんだなど。私たちから見ると、そんな安全基準を、ここに書かれている安全基準を通ったとしても、福島を見ればまだ住めないですよ。まだ収められないんですよ。そういうことに目をつむるといえるのか、そういうところを見ないで、本当にこれつくります、あれつくります、こうすれば安全ですよというところにとどまっているこの基準の委員会のあり方といいますか、委員会の方々の、そこのところを私は非常に不満といいますか、心配といいますか、こんなことで安全だというふうな結論をされたらたまらないなど。ここに住んでいる者にとっては、そんなものだけではないんだよということを強く感じまし

た。これは感想です。

何か言いたいことがたくさんあるような気がします、とりあえずこれで終わります。

◎新野議長

佐藤さん、お願いします。

◎佐藤（幸）委員

佐藤です。

世界一の安全基準とか、防災計画で原子力発電の安全宣言をしても、国民は再稼働の安全神話にはもう疑心暗鬼になっていると思います。原子力発電だけに頼る電力確保は目指さないように願いたいと思います。

今日の新聞に、原発維持し続けるなら、死ぬ可能性がある命令に従う技術者集団をどこかでつくりないと制度及び倫理的な欠陥があることになる。そうした集団を果たして憲法や民法と矛盾せずにつくれるものなのかと。安全が確認できた炉から再稼働すると政府が方針を述べておりますが、日本は法治国家ですので、住民の希望、意見を無視することはできないと思います。

先ほど伊比さんがおっしゃったように、中国がこれから80基増やすということになって、何かあれば日本はもちろん周辺国家は大変迷惑すると思います。キャラクターのせものや、まねで済む段階ではありませんし、何かあっても隠し通すお国柄ですので、対岸の火事では済む問題ではないと思います。先ほど述べたことに矛盾していますが、日本の技術で炉をつくってもらえないかなと思ってちょっと発言させてもらいました。

以上です。

◎新野議長

武本さん、吉野さん。

◎武本（和）委員

ちょっと立場というか、視点を変えていきます。

実は、基準骨子ができた段階というか、確定の直前ぐらいだと思いますが、私の記憶ではということを行いますと、1月29日、30日に、日本保全学会という名前だったと思いますが、その北海道支部ですか、東北支部ですかには、ここの横村所長も役員として名を連ねているNPOの学会があるんですが、この学会がもっと甘い基準にしろという幾つかの申し入れを規制庁にしています。それから、29、30日だったと思いますが、活断層についても、あってもいいじゃないか、それから今、各地で審議している専門家は、四つの学会からしか選ばれてないが、もっと土木学会だとか、原発を認める学会からも委員を選べという圧力をかけているような動きを知りました。

私はこの基準が、例えば活断層を40万という議論がありながらも曖昧になった背景に、現実の綱引きといいたいでしょうか。事業者と学者との綱引きみたいなものが今日の結果だと思って見ていますが、それはともかく、こういう議論が、成り行きが決まらないために、先ほどの、先ほどのというのは、私が一番心配していたこの地域、油田の地域で活褶曲があって、先を切る断層があるということは、原発前にみんな論文に出ているような地域に、そういうものは一切ありません、問題ありませんといううそとごまかしでつくった原発が、今根底から揺れているんだらうと思うんです。

そういうことが議論になっていて、東京電力は資料をまとめられなかったというふう

に私は見えています。それは3月中に出てくれば、出てくるかどうかわかりませんが、出てくればそれははっきりすることです。

各地の原発でいうと、例えば敦賀、半年待ってくれという話が最近出ましたよね。3月報告するというのを半年待ってくれという話が出て、そういう動きの中でここがあったからこんなことを心配しています。

そういう中で、これは心配している、いずれきちんと議論してください、議論しましょうということでもいいんですが、二つのことを言いたいと思います。一つは、資源エネルギー庁が今日出した資料の中で、総合資源エネルギー調査会総合部会、15人に絞って議論しますという、この委員の選任のことです。

結局、前にあった、言葉がよくわかりませんが、原発慎重論を3分の1入れたような委員構成から、原発慎重論の人を2人か何かにして、あとは原発いけいけの人を選任した人選だということが批判されています。こういう構造の中でいろんな問題が起きてくるというふうに思えてなりません。

そういう中で、四、五日前だったでしょうか。新潟県の話をしてします。技術委員会が、私が冒頭言った日本保全学会の関係者を優遇しているといっは何ですが、委員として入れているようだがという議論があったのに対して、県の課長がいろんな意見は背景を明らかにして、堂々と議論すればいいみたいな話を新聞の意見欄に出していました。私は、これは基本的に違うのではないかと思うんです。利益相反だとか何かの話が往々にして、行政は学者の権威をかさにして、いろんなことを決めていく。そういう中で利益相反が問題になった。

私の記憶で具体的に問題になった例というのは、血液製剤をつくって、それが何か病気も忘れましたが、そういう病気が蔓延した背景にあった。そのところからお金をもらった人が、大学の有名な学会のボスで、その人が刑事被告人になるような事件がもう10年ぐらい前だったと思いましたがありまして、以来、利益相反に対しては厳しい基準が設けられている。これは医学薬学の領域でそういうことが起きている。いろんな領域でそういう議論がある中で、原子力だけが旧態依然とした利益関係者が優遇されるような構造があるというふうに思えてなりません。

私はそういう感じて、今回の規制のことをいけばげんには、地震と火山の列島で原発の基準をきちんとしなければならないということと、あるんだから動かせばいいじゃないかというのの綱引きがあるんだろうと。その中で、最低シビアな関係にしなければならないのは、専門家の立ち位置、これを明確にした上で議論しないと、いろんなことが、いい悪いという表面だけになるような気がしてなりません。

ともかく、日本保全学会というのは、得体の知れないグループで、早く動かせ、甘い基準にしろ、活断層あってもいいじゃないかということを提言の中で書いているということだけ、この場で言っておきたいと思います。そういう関係の中で動いているということをもみんなで認識してもらいたいということで発言しました。

以上です。

◎新野議長

吉野さん、お願いします。

◎吉野委員

吉野でございます。

今日配られた新潟県の資料で、新安全基準全体への意見ということで、「福島原発事故の検証ないうちに新たな安全基準が策定されるとすれば、真に安全を確保することはできないものとする」と書いてある、この指摘はすごく重いものだと思います。県内では一番いろんな情報を持っていろいろ専門家の意見も聞いている人たちがこういうことを言っているということは、私自身も新聞とかテレビで、今回の事故についてのいろんな予想というか、記事を読みますと、そういうのに対するしっかりとした説明もないし、中へ入っても調べられないという事態が続いているわけですから、これはまさにそのとおりだと思います。

もう一つ、活断層のことについてなんですけども、いろいろと今、話題になっているので、私も地学の基本的なあれはどうなっているのかと思ひまして、柏崎高校とか常盤高校で使っている地学の教科書を、本屋さんにないかというので取り寄せました。見ますと、地学の教科書では、活断層の定義は地質学上の第4紀に動いたことのある断層で、今後も動く見込みのある断層を活断層というということで、地学の年表を見ますと、大体さっきも180万年と出ましたけれども、170万～200万年前後のあたりから、第4紀と言われていて、その以降に筋が入っていると言いますか、断層ができていれば活断層というのが基本的な考え方だということだと思います。

ただ、原発を推進していくにはそれをやっていますと、日本ではとてもできないので、少し値切って40万とか、それ以前は12万とか5万とかやっていたんだろうと思ひますけれども、さっきのアメリカの基準が180万とか言っていたのも、この地学の参考書なんか見て、170万、大体200万ぐらいのところ、第4紀の活断層ということだと思いますので、それが基本だと思います。

そして、40万年というとすごく長い、170万年とか、長い感じなんですけれども、地球全体の歴史から見ると、アメリカ大陸、太平洋岸のあの辺はちょっと違いますけれども、あれは10億年ぐらい前にできて、それからあまり動いてないし、今度フィンランドの最終処分場をつくらうというところ。あれはもうやっぱり10億年以上前の大昔から動いてないという、そういうところでの話なんですよね。

日本みたいに今一番、現在も動いているアルプス造山帯というのですか。造山運動をしている造山帯で変動帯だというようなことを書いてありますので、そういう変動が激しいところでも桁が違います、何十億年と200万年なんていうのは。そういうのをやっぱり原発を何とか動かさなければならぬからということ、値切って5万だとか、いや12万とか、40とか言っているけれど、こういう地学の基本的、基礎的な教科書では、170とか200万年ぐらいの、そこ以降を活断層と言うということですので、そういう根本のところから見直してもらわないと、とても地元で安心してはやっていけないと思います。

以上です。

◎新野議長

高橋さん。

◎高橋（武）委員

高橋です。

正直言いますと、私、皆さんがすごく不安に思っていることが非常によくわかるんですけど、すごくよく皆さん勉強されているなというのがまず第一の感想です。すごく不安にあるというのが前提なんですけれど、やはりそれが私たち国民一人一人が、今パブリックコメントというもとでしか私たちには権限はないと思うんです。私の中で言うと、今この場で、人の話というんですか、専門家の話とか、誰かの引用した話をここでボンボン出されたって、私はこの会の目的になるのかなというか、それは国民の権限として、パブリックコメントでしかできないと私は思うんです。

この会もこういうことを心配だと思うことは大事なんですけれど、あとはもう規制庁がどういうふうの上に上げるかしかないと思うんですけれど。私たち、権限がないというか、結論は出せないなので、今話を聞いていると、でも結局は、国の専門家になってしまうのが、何か私の中で、どう言ったらいいんですか。皆さんが言っていることが心配なのはわかるんですけど、私からすると日本海側に15メートルの津浪が来るとか、隕石が降ってくるようなことを心配されているように感じてしまうというか、そこまで心配することをこの場で強く言う必要があるのかなと、ちょっと一般的な、素人考えで申しわけないんですけど。

あとは、もう皆さんが心配していることを、国にぶつけてその返事が納得できないなら、その辺がちょっと何か嫌な感じがしたというのが感想です。

◎徳永委員

徳永です。

簡単なことなので。説明をいただきました7ページに、パワーポイント上半分で、格納容器の破損防止の対策の例ということで、BWRと書いてあります。この会でも何回となく高桑さんが言った件ですよ。ようやく、私の印象からすればようやく、フィルタベントをつけなさいという基準だと思います。しかも、既設訴求ということですから、安全上からすれば、大切な決まりごとだと思います。

飯野さんの説明で、聞き違いかもわからないので間違ったら教えてください。

先ほど可搬型というように聞こえたような気がします。そうではなく、これはもう基準としてこれを設置するわけのはずだがなという気がしてお聞きするわけです。可搬型となると、いざというときに持って行って、例えば悪いですけど、消防のホースみたいにカチッと取りつけるというような意味の可搬型とおっしゃったのかなという気がしますし、これはグラフィックではなくて本物だと思いますので、3.11の前にもう既にある、どこかの原発なのかなという気がしました。

それだけです。以上です。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

私が可搬と言ったのは、右側の、注水する設備の赤い消防車みたいなのがありますけれども、これのことを言いました。こっちは公設だと。

◎新野議長

前田さん、お願いします。

◎前田委員

安全基準についてなんですけれど、私は専門家の方たちは原則論を除いて、とにかく現状で少しでも安全性を上げるという意味では、こういうことを全部やってもらって私

はいいと思います。いいと思うんですけれども、ちょっと、私、細かいところを言って申しわけないんですけど、主蒸気逃がし弁が閉まっていたから、結論は爆発したと私は単純に思っているんで、主蒸気逃がし弁をつけてもらうには非常に結構なんだけども、原子力発電所は全ての弁を確認するのに開いているか閉まっているかを電氣的に確認していますよね。それを一緒に改善しないと、多分、緊急のときに担当者は判断できないと思うんですけれど、それ大丈夫ですか。

単純にいうと、飛行機のランディングギアありますよね、足。足に出たときがわかるように実は飛行機の上には今でも棒が立つんです。目で見てわかる。要するに、今足が出ているということが、機械が入ったと言っているけども、それが出れば絶対に出ているんです。そういうことを目視で確認できるようにしないと、弁だけ開けるところをつくったとしても意味がないと私は思うんですけれど、その辺の話も出ているんでしょうか。くらやみの中で弁が開いているか開いてないかわからなくて、操作に逡巡したという話もありましたね。

◎新野議長

規制庁から答えてもらいます。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

ちょっとそこはわからないので、確認させてください。

◎新野議長

東京電力さんはよろしいですか。

◎横村所長（東京電力）

発電所長の横村でございます。

ちょっと直接的な回答になるかどうかあれですけども、まず今のご指摘は、やはり格納容器の中にあるバルブであるとする、これは人が近づけませんので、何らかの信号によって開閉を確認せざるを得ないという、これはもう基本的な原理といいますか、構造からしてそういう状況になります。

したがって、最も大切なのは、やはり我々も今強化に取り組んでおりますが、直流バッテリーがなくならないようにする。直流バッテリーがないと、この状態はわかりませんので、ここは極めて重要になります。

それからもう一つ、バルブに直接つけてあるスイッチもあるんですけども、蒸気が逃げているかどうかというのは、排気管の温度、こういった全く別のものでも知り得ますので、しかしながら、これも電源がないとこの状況がわからないということでございますので、幾重にもこの電源対策を、ポータブルなものも含めてしっかりしておくということが減圧状況の確認という面で非常に重要になってまいります。

そういった対策をとっているという状況でございます。

◎新野議長

私が聞き違いでなければ、きっと前田さんは多重のチェックのほうが、より安全である、安心であるというふうに言いたかったのと、電気だけではなくて、別の系統、要するにアナログ的なことを検討することができないんだらうかということと言いたかったんじゃないんですか。もしできていなかったり、検討してなかったとしても、そういうことが取り入れられることがあるんだらうかというような、きっと素朴なご質問だっ

たと思うんですが。

◎横村所長（東京電力）

格納容器の中は今言ったような状況なんですけれども、格納容器の外につきましては、今まで例えばベントをするときのバルブの状況がわかりづらいという、そういったものもございました。あるいは手で動かせないというものがございましたので、格納容器の外につきましては、今ご指摘いただいたような、極めて原始的な方法もとれるようなという対策をとっているという状況でございます。

◎新野議長

考える以上に格納容器の中というのは非常に難しい構造があるようですね。

では、一応、予定時間になりましたので、これでこの部分はよろしいでしょうか。もし最後に時間が残りましたら、またこの質問も受けさせていただきたいと思います。

ではここでちょっとよろしいでしょうか。できれば20分から再開をさせていただければと思いますので、少し休憩させてください。お願いします。

（休憩）

◎新野議長

では、（3）に移らせていただいてよろしいでしょうか。

では、新潟県さん、お願いしてよろしいですか。

◎熊倉原子力安全広報監（新潟県）

それでは、私のほうから、3月23日に行います原子力防災訓練についてご説明させていただきます。お手元に配付しましたカラー刷りの折り込みの資料をご覧くださいと思います。これに従って説明させていただきます。

まず、実施の日取りなんですけど、3月23日、今回は土曜日ということで、できるだけ一般の皆さんにも参加しやすい日に設定したいと考えております。

その下の囲みにありますけれども、福島第一原発事故を踏まえまして今回の訓練を計画しています。

前回、県内で原子力防災訓練を実施したのは、平成22年の11月になりますが、それ以来の訓練になります。

福島事故を踏まえまして、県では原子力防災計画を見直しております。これは今までにもご説明させていただいておりますが、昨年8月にはこの計画を見直しまして、従来の避難計画から大幅に内容を見直しております。

一つは、そこにもありますが即時避難区域。原子力発電所の中で異常事態が発生した段階で、その周辺、近くの皆さんから避難をしていただくというような見直しをやっていますが、これに沿った訓練を今回、初めてやろうということで考えております。

訓練目的ですが、その下にあるとおり、万が一事故が発生した場合の安全確保について、国、県、市、村その他関係機関で対応ができるような訓練をしたいということです。

訓練日時は、3月23日、朝の8時から午後1時半ごろまでをめぐりということ考えております。

実施の場所なんですけど、そちらにありますとおり、県庁と柏崎市役所、刈羽村役場、

それと、市内にあります柏崎刈羽の原子力防災センター、こちらで関係機関が集まってさまざまな活動を行いますし、避難につきましては、今回は広域の避難と。従来から大幅に変わったのはこの一つ、広域の避難ということになります。今回は3方面に避難をしていただくということで、避難先としまして、新発田市、湯沢町、糸魚川市、この3カ所を避難先ということで想定してございます。

それと、被ばくした方の搬送訓練ということで、柏崎総合医療センター等も活動場所となります。

チラシを開いていただいて中面ですが、今回の訓練のポイントということで挙げさせていただきます。

一つは、地震と原子力災害の複合、一緒に起こったということの想定で訓練をやるということです。

この想定なんです、その下の薄いオレンジ色のところにありますとおり、柏崎市、刈羽村で震度6強の地震と。今回は中越沖地震のときの被災状況、道路の被災状況等をベースに考えて、そうした中で道路が非常に制限を受けるとか、あるいは、通信設備等にも支障が生じて通常の電話回線とかが一部使えない、それにかわる衛星通信回線等を使った情報連絡の訓練というようなことを考えております。

もう一つは、福島事故を踏まえて広い範囲での訓練ということで、今回は初めて県内全市町村さんから協力をいただいて通報連絡の訓練を行うとか、先ほども言いましたとおり、避難も広域の避難を考えようと。

ただし、実際の避難は、今回につきましては非常に範囲が広がったということで、関係機関の連携、きちんと通報とか連絡とかがいくのかということ、まずは確認することに重点がありまして、実際のその避難について、本当に大がかりな住民の皆さんの参加というところには今回は至っておりませんが、長距離の避難ということで、きちんとできるのか、そこを確認しようということで考えてございます。

それに伴いまして、そのポツにもありますけれども、避難する途中でスクリーニング、放射性物質の付着等の検査ですね、これを今回は避難する途中のサービスエリア、高速道路を使って避難していただくことを考えておりますが、途中のサービスエリアで汚染の有無の確認訓練をやろうと。

それと、住民の皆さんへ情報をお届けする手段もさまざま使うということで、そこにはありますが、携帯電話の緊急速報メール等を活用した情報伝達訓練なども考えております。

訓練の進行シナリオはその下のほうに、ちょっと小さい字で恐縮なんです、入れてございます。朝8時から訓練を開始しますが、その中で下のほうにありますが、黄色い枠の入っているところですが、緊急モニタリング訓練、放射線を測る訓練ですね、これが8時半ぐらいから始まるとか、住民の皆さんへの広報の訓練は8時から始まって、その下の薄緑の枠ですけれども、実際の住民の皆さんの避難誘導訓練というのを10時半ごろから行おうと。

あるいは、下のピンクのところ、被ばく医療の関係の訓練も朝から始めようというようなことで考えています。

右面、下のほうの緑色の枠内にありますが、訓練当日は先ほども言いました携帯電

話の緊急速報メール、これは柏崎市、刈羽村全域に避難を開始していただく10時半ごろに流す予定となっておりますし、それ以外にも防災行政無線等で広報を行うということで考えております。

裏面へ行っていただいて、主な訓練内容ということで、そちらに記載してあるとおりになんですが、まずはその状況をお知らせする訓練ということで、さまざまな手段で皆さんに情報をお届けすると。

二つ目として、住民の皆さんを守るための訓練ということで、先ほども出ましたけれども、バスや、今回は初めてになります、自家用車、一般車両を使った避難訓練と。総勢、今回は400名ほどの皆さんに参加いただくということで計画しております。

それと、避難先というのは発電所から30キロを超える範囲ということで、先ほども申しましたが、新発田、湯沢、糸魚川と、こちらのほうに避難していただくことを考えております。この避難訓練等は柏崎市さんでも資料を準備されておるので、補足することがあれば後ほどお願いしたいと思います。

続いて、三つ目の大きな訓練項目としましては、放射線を測ると。先ほどもモニタリング訓練と言いましたが、新たにモニタリングポスト等の放射線を測定する機器も増設してございますので、そうした危機を活用した監視体制の強化、これの訓練を行おうと。

四つ目が、防災関係機関が連携するための訓練ということで、県内全城市町村に参加いただいて訓練を行おうということで考えております。

したがって、今回、訓練のご覧いただける場所としましては、表面で書きましたけれども、県庁、柏崎の市役所、刈羽村役場、柏崎の原子力防災センター、それと避難先としましては、今回一応、新発田市さんの交流センター、こちらをメインに考えておりますし、途中のサービスエリアでのスクリーニングの模様等もご覧いただけるように手配したいということで考えております。

簡単ですが、私のほうからは以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

◎関矢防災・原子力課係長（柏崎市）

続きまして、柏崎市の訓練の概要で、A4、1枚用意をさせていただきました。訓練で住民避難誘導訓練ですが、柏崎市も昨年10月1日に原子力防災計画の見直しをしまして、発電所からおおむね5キロの即時避難区域、これにつきましては、七つのコミュニティエリアを設定いたしまして、福島事故の教訓等を踏まえまして、避難先等も地域の方がばらばらでなく、コミュニティ単位での広域避難を予定するということになります。

今回は30キロ圏外、おおむね50キロ圏外になりますが、高浜・二田・南部の方は新発田市の広域避難所、それから、中通・西中通の方につきましては、湯沢町の広域避難所、荒浜・松波の方については、糸魚川市の広域避難所に避難をしていただくということで計画させていただいています。

本来、修正の防災計画では、避難行動は、自家用車を使って避難できる方は自家用

車を、交通の手段がない方については、従来のコンクリート屋内待機施設、もしくは、集合場所、そこに集合していただいて、行政の用意する輸送車両での搬送ということになります。

今回は大量の自家用車避難は、訓練でありますので、想定といたしまして、輸送手段のない方が広域避難のほうのバスに乗って避難をしていただくという予定にしております。

先ほど県の方から説明があったように、避難経路につきましては、中越沖地震での被害箇所を想定しましてルートを決めているということにしております。

そして、市では修正の計画によりまして、福島の立地4町等の方々から、当時の反省点ですとか、苦勞な点等をお伺いした結果、やはり住民の方に正確な情報が伝わらなかったということがあります。今回の修正では、市の職員、そう多くいるわけはありませんが、今、柏崎市では自主防災組織の組織率が97.9%、そして、さらにコミュニティを核としました地区防災会、コミュニティに属する町内会、自主防災会さんが協力して、地域の自主防災の活動を行っていただくという組織を固めていただいておりますので、コミュニティに今は地震でも休日・夜間は地震の震度によりまして鍵当番、体育館をあけるといふ制度はもう確立しております、さらに、通信手段、電気、電話回線等が寸断したときに、担当職員をあらかじめ決めておきまして、最悪、市の本部と連絡がとれるように、特殊な無線ですとか、衛星電話、それでの通信連絡を行うという形で今後対応していくということ、検証のため、コミュニティセンターに緊急時地区派遣隊という名称ですけれども、職員を派遣して、地域の皆様に情報を提供すると。

それと、災害時要援護者の避難支援ということで、柏崎市でも災害時要援護者の支援制度というものは立ち上がっております、あらかじめ、今ですとおおむね2,400名強の対象者がおられるのですが、申告によりまして災害時の要援護の手続を今、していただいております。

その名簿を各町内会さんにお渡しさせていただいておりますので、災害時には個々に誰が支援してくれるという記載もありますけれども、記載のない方につきましては、町内会さん等で支援をお願いしたいということになっております。今回、複合災害を想定ということで、地震後、発電所事故、原子力災害に至るといふ想定でありますので、今回も在宅の要援護者の方の支援の活動を検証していただくと。

やり方につきましては、個々の町内会さんで、具体的に混合して訓練を実施中との声をかけることもあれば、要援護を想定して、このお宅が対象のお宅なんだというように、さまざまやり方は町内会さんのほうで工夫していただいて、要援護者の避難の支援をしていただくと。

また、町内会さんによっては仮想の要援護者さんを想定していただきまして、集合場所に連れてきていただくということも、やられるということでもあります。その際には自主防災会さん、もしくは、消防団からの協力を得て行うというようなことも想定されています。

そして、地区の皆さんがどれだけ避難が終わっているかと、避難遅れがないか、もしくは、その要援護者の方が取り残されているかどうかというようなものは、最終的

には行政が確認をするんですが、一時的に地区の自主防災会さん、町内会さんですけれども、今までも避難の確認の工夫ということで、さまざま検討していただいている状況です。

以前の訓練でも、荒浜の町内会さんにつきましては、避難が終わっているお宅は玄関先にタオルを縛って、それと、南部のコミュニティだと思うのですが、旗を立てるということで、1軒1軒ローラーをかけて、いる、いないを確認すると長時間かかりますので、路地から玄関先を見ると、旗がある、タオルがあるということで、この家は誰もいないというような判断がすぐつく。そうして、出ていないところだけを当たって声をかけてみるというようなことで、短時間で避難完了かどうかを確認する手段については、かなり検討をされてきておりますので、今回もできる限り、大きな町内になりますとかなりの時間がかかるということで、あるエリアを限定してそういう検証をやってみるという町内の方も、今回はやってみるということで訓練をやられるそうです。

そして、次に広報活動なんですが、あらゆる手段で情報をお伝えするというものになっておりますので、防災行政無線はもとより、今回、緊急速報メール、これ全国的にもいろいろな防災訓練で行ってみるという試みが始まってはいるんですが、柏崎市もこの制度といいますか、これを取り入れてはいるんですが、実際に流すというのは今回初めてになります。

ですから、今回このチラシを配らせていただいたんですが、あわせて、ちょっと我々も一緒に刷り込めればよかったんですが、柏崎、刈羽、このエリアに通行している方にも、地震速報と同じように、マナーモードにしても強制的に音が鳴ってしまうということで、訓練以外の、冠婚葬祭をされているところで、お経の最中に鳴るとか、結婚式のいいタイミングで皆さんの携帯が鳴るといった状況もありまして、ご迷惑をおかけする可能性があるということで、ちょっと別刷りでお知らせを配らせていただきました。

ただ、中身につきましては若干制約がありまして、本来、事細かに事故想定のような文章を入れればわかりやすいんですけども、訓練がために、そういう細かな情報を盛り込んでお知らせするということができませんので、「原子力防災訓練を実施しています」というような中身で、メールを発信させていただきたいと考えております。

次に、消防団の方の協力、これも従来の防災訓練、計画に基づく訓練でもやっておりますが、積載車、または、ちょっとここ消防車両も書いていないんですけども、消防も本来、震災の対応で、消防職員も限られておりますけれども、広報活動に参加といいますか、できる隊があれば、地区に消防団と分担をして広報訓練をやるということになっています。

あと、本部運営につきましては、複合災害での震災対策本部と原子力の警戒、もしくは原子力災害対策本部というふうに、二枚看板のような本部になるということになります。

あと、柏崎刈羽原子力防災センターでの活動につきましては、まだ見直し等が進んでおりませんので、従来どおりの活動ということで、職員を派遣するというものになっております。

以上です。

◎新野議長

では、刈羽村さん、お願いします。

◎堀総務課長補佐（刈羽村）

総務課の堀と申します。よろしくお願いします。

基本的には、原子力防災訓練につきましては、県のこのパンフレットのとおりでございます。

ちなみに、刈羽村といたしましては、ほぼ5キロ圏内にあるために、全員、湯沢町のほうへ避難をするという想定で訓練を行います。

あと、村の独自といたしまして、5キロ圏内にほとんど入るものですから、福島事故、檜葉町、あるいは、双葉町の例でございますが、全ての役場機能を同じく湯沢町のほうに移転すると。これはあくまでも机上訓練で行う予定でございます。

以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。

広域になったための新たな初動訓練というのですかね、それが今回のメインだというふうにご案内いただいたと思うんですが、特に私どもがこうだあだというようなことではないんだろうと思うんですが、何か、こういうことはと確認をしたり、質問させていただいたりする時間も少しありますので、委員が何かお聞きになりたいことがもしあれば。

前田さん。

◎前田委員

ちょっと確認させてもらいたいんですけど、柏崎市で実際に行われるわけなんですけれど、最初の防災無線を使って情報伝達をされるというお話だったんですが、これは全市対象でやられるんでしょうか。それが1点。

それから、2番目。避難される方たちがバスに乗り込むというか、集合する場所というのは事前に決まっているんでしょうか、その辺が、実際にはわからないところへ行かざるを得ない、本来であればなんですけど、今回はどういう段取りでやられるのか。

それから、もう一つ、例のSPEEDIを使った部分というのは、この中に考慮されているんでしょうか。その3点をお願いします。

◎新野議長

柏崎市さん。

◎関矢防災・原子力課係長（柏崎市）

防災行政無線なんですけど、前日の夕方、全市一斉に、あす原子力防災訓練を実施しますという放送は従来どおりさせていただきます。

そして、今回、8時、9時半、10時半、11時半ごろ、4回放送を流すのですが、七つのコミュニティエリアの地区限定をさせていただいて、4回放送をする予定であります。

集合場所につきましては、七つのコミュニティの地区防災会さんと集合場所をどう

するかというご相談をさせていただいております。そして、今回は自力で避難できない方という条件がありますので、町内会さんによってはコミュニティでいいということもあれば、地区の集会所に集めるということで、そこに車両を向けてくれという、個々のコミセンから何キロも離れているというような町内もありますので、今、我々も防災計画修正のために、集合場所はどこがいいのかという、その地域の実情をお聞きすることも含めまして、訓練とはいえ、ご相談をさせていただいて、集合場所は決めています。

◎熊倉原子力安全広報監（新潟県）

SPEEDIについて県のほうからなのですが。今回、SPEEDIも実際に回して、当日の気象状況そのデータを入れて確認します。モニタリング等にもそれを活用してということを考えていますが、ただ避難のほうについては、先ほども言いましたが、今回は避難していただくのは即時避難区域と、おおむね発電所から5キロ圏内。

こちらは発電所の中で異常があって、もう放射性物質が漏れる前に避難活動をしていただこうということで、風向きでどうこうということは今回はないんですけれども、一応SPEEDIは当日、回しています。

◎新野議長

今のお答えで関連は、今の質疑の中での関連はよろしいですか。

何か先回でしたか、防災無線が刈羽でしたかね、やっぱり地区しか当日使わなかったら、後から不具合が、風向きで聞こえないとか、日ごろのそういう状況を確認できるいい機会ではなかったんだらうかというような、後からのご意見がたしか何件かあったので、今回されないのであれば、どこかでそういう点検をしていただく必要があるのかなと思いますね。先回にもそういう要望がたくさん出ていたので、それをどこかの対策の中に入れていただくのが妥当なのかなと思うんですけど。

吉野さん。

◎吉野委員

吉野でございます。

今までの割と現実味がないような防災訓練に比べれば、進んでいるとは思いますが、ただ、実際の状況になると、福島の場合とか、それから、規制庁のシミュレーションの図とか見ると、一時的な避難では済まないで、外部被ばくで、雲が来たときだけとりあえず被ばくを受けないようにしようというのは、こんなようなことでいいのかもしれないですけども、内部被ばくで環境が汚染したりした場合には、ずっと何カ月とか何年とかということになってくるわけなんです。

一応これも再稼働を目指してのなんていいですか、安全・安心ということで策定しているんだらうと思うんですけども、そういうふうなものとして見るとすれば、とても、そういう一時的に避難すれば済む問題ではないんで、福島を見てもある意味ではそうなので、とても安全・安心にはつながる問題ではないということが感想です。

◎新野議長

中沢さん。

◎中沢委員

中沢です。

訓練のポイントというところに書いてあって、幾つか私、疑問がいろいろあるんですけども、まず一つ教えていただきたいのは、緊急速報メールの配信というのを初めてこれを実施するという事なのですが、具体的にはこれはどういう方法になるのでしょうか。

それから、スクリーニングをやるということですけども、実際のシナリオというのは放射性物質が放出前に避難をすることになるんですね。そうした場合、スクリーニングは実際に必要なかどうか、被ばくも何もされていないという想定では、必要なものを何かやるような気がするんですね。

それから、複合災害ですね。やはりこの場合、道路状況が悪化して、非常に避難経路に異常を来すというような状況なんですけども、道路が悪くて普通の車が通れないとか、通行不能という場合はどういう手段にするのか、ヘリコプターなんかを用意してあるのか、空輸とか、そういう方法も考えられているのかどうか、そういうこととか。

それと、従来のバスによる集団避難から、自家用車なども含めた個別の避難対応ということで、これは非常に福島の教訓に学ぶためにも、ぜひやはりやってほしいんです。自家用車で避難して、どういう状況になるのかね。渋滞でもう動かないというような状況があったわけです、福島でね。そういうのを実際にやってみるといのは、必要なのではないかなというふうに思います。

とりあえず、そこまでなんですけども。

◎新野議長

今回、最初にご説明があったと思うんですけども、初動の連携と情報の伝達というのがメインというふうにおっしゃられていたので、県からはもしお答えいただけるんですけども。

◎熊倉原子力安全広報監（新潟県）

若干説明をさせていただきます。緊急速報メールにつきましては、先ほどの市さんのほうからも説明ありましたけれども、携帯電話で緊急速報メールというのは届きません。

これは地域ごとの設定になっていますので、今回は柏崎市、刈羽村の範囲全域ということでメールが届くという形になります。

◎中沢委員

これは、メールというのは個人に。

◎熊倉原子力安全広報監（新潟県）

個人の携帯電話に入ります。

◎中沢委員

全部入るわけですか。

◎熊倉原子力安全広報監（新潟県）

そうです。先ほどお話あったとおり、お葬式とか結婚式のところへも届くようなことになってしまって、ちょっと恐縮なところはありますが。

地震5強ですかね、か何かになると携帯電話が鳴ると思うんですけども、あれと同じようなことになります。

それと、2点目はスクリーニング、先ほど私が説明したとおり、今回は放射性物質が放出前に避難ということなんですけども、ただ、全体の訓練の整合性というよりは、実

際に災害が起きたときの対応する部隊、機関をいろいろ動いて訓練をしましょうということで、確かに、放出前でスクリーニング要らないんじゃないかと言われればそのとおりなんですけど、ただ、スクリーニングをする関係者の皆さんにも今回、訓練をしていただくということで、途中でのスクリーニング訓練を行います。

そういう意味では、パーツ、パーツ、それぞれのその防災関係者の訓練というのをできるだけやっていただくということで考えております。

それと、地震との複合災害で交通手段、さまざま考えなければというお話なのですが、実際、現在、道路、車だけではなくて、船ですとか、あるいは、ヘリコプター等も活用した避難ということを防災計画に組み込もうということで、関係機関の皆さんとさまざまな協議をしております。

鉄道を使うということでJRさんですとか、高速道路、あるいは、佐渡汽船さんとも船の活用とかというようなことで協議をさせていただいておるところです。

以上でよろしかったでしょうか。

◎新野議長

ほかには。

◎佐藤（正）委員

すみません、佐藤です。

私のところは実は訓練の対象になっていまして、昨夜、高浜地区の訓練についての市からの説明もありました。

前々からそういうことになるということもありましたので、若干準備を進めてきてはいますけれども、どんなふうにしてやろうかなというふうに考えていたんですが、まずはやっぱり地震が起きて、みんなどうなっているのかということで、まず安否の確認ということが一番優先しますので、先ほど説明にありました要援護者、ただ、市と、それから現地では若干の時間差があって、若干増えている可能性があるんで、もうそういう要援護者の届け出をした人プラス、いろいろと介護の人たちが来ている人たち、あるいは、デイサービスに行っている人たち、プラス80歳以上のひとり暮らしの人たち、そういう人たちのところは一応、玄関先まで行って訓練していますということで、確認に回るというようなことをちょっとやりたいなというふうに思っています。

あと、中越沖地震と同じ状況で被害が起きたというんですが、椎谷岬の場合にはもうトンネルができちゃったんで、そのトンネルの出口から300メートルぐらいの急な斜面が崩壊したというような想定にしたり、あるいは、352号線から蒲田へ抜けるところについては、復旧してそこから避難をするというようなシナリオになっているんで、軽度に壊れたけれども復旧すれば避難できるというようなことにしたらどうかなというようなこと。

あと、刈羽トンネルからの出口については大湊の人たちの報告ですので、その間が全部、それから、もう一つ、宮川では真殿坂が崩れたということで、高浜全体が孤立をするというようなことでやるということになっていますから。

ただ、そうは言っても、なんだそんなことかと言うんですが、それなりにやっぱりそれぞれの町内では、自主防災会で消防と町内の役員をセットにして家庭訪問させる

とか、あるいは、コミュニティセンターまで連絡に走る人間をどういうふうに置くとか、名簿をちゃんと整理をすとか、それから、参加する人間の名簿を整理するとかというような、あるいは、その参加者の名前を事前にちゃんと把握しておけというから、そういうものをすとか、結構いろんなことを準備をしていく、それも訓練の一つだというふうに思えばやらなければならないし、何か8日にまた荒浜、高浜、松波の消防団がもういっぺん集まるというんで、それが終わったらもう一度、町内の役員と消防団でもういっぺん、最終的な打ち合わせをすとかというふうに、やっぱり市の方向に沿って、それなりにやるだけでも結構といろいろとやる必要がありますので、そういうことをできるだけきちんと完璧にやっておいて、うまくいくかどうかというようなことで今準備を進めているということです。

それから、さっき話がありましたへりとか、それから船で避難とかというのを、高浜では椎谷は漁港がありますので、そこから孤立しても食糧だとか水は搬入できると思いますし、へりについても宮川の神社のところにもありますし、私の椎谷についてもトンネルの残土を田んぼの荒れたところに入れさせた。20掛ける40メートルぐらいな広さの平らなところがありますので、それはふだんは何げなくしていますけれども、孤立して、あるいは水害とか、あるいは、けが人とか急病人とかが出た場合には、そういうときにはへりで使ってもらおうということもできるような体制にしておけば、安心かなというふうに今も思って整備はしています。そんなところですよ。

◎新野議長

ほかに特によろしいですか。

伊比さん。

◎伊比委員

柏崎市に確認ですが、初めてこの緊急速報メールですね、全地域に流すわけですから、これに対する、各市民に対する事前の対応をどのようにして広報活動をされるのか、それを一つ聞きたいのと、それから、FMピッカラをお使いになるというんですが、この放送はどのような時間帯でやられるのか、その辺ちょっと確認したいんですが。

◎関矢防災・原子力課係長（柏崎市）

緊急速報メールの周知なんですけど、5日に広報かしわざきと、訓練を実施しますというチラシと、ここに先ほどもお話をさせていただいたんで、ここに詳しく盛り込めなかったものですから、A4、1枚のもう1種類のお知らせを、5日号とあわせて町内会さんを通じて、チラシも全世帯配布、それと、メールのお知らせも全世帯配布をさせていただいているんですけども、当然、配ったからといって全ての人が、じゃあ目を通すのかと。

あと、そういう面もありまして、冠婚葬祭の会社の方には同じお知らせの方を送らせていただいて、結婚式場とか、そういうところにも、そういうメールが23日の10時半ごろに入りますというので、注意をお願いしたいということで、個々にもそういうところにもお知らせを配らせていただいているという状況です。

◎駒野防災・原子力課長（柏崎市）

補足させていただきますけれども、防災・原子力課の駒野ですが、前日の夕方6時半に防災訓練をやると、それから、緊急速報メールも流すのでご理解とご協力をお願い

いしますというような内容の放送をさせていただきますし、当日の7時45分にも同じ放送をさせていただこうと思っています。

◎伊比委員

2回ぐらいで大丈夫ですか。2回ぐらいの放送で。

◎駒野防災・原子力課長（柏崎市）

前日と当日2回放送して、さらに放送するとなると、今度は苦情が来るといようなこともございまして。

◎伊比委員

来ないと苦情がくるよ。そんなの知らなかったとって。

◎駒野防災・原子力課長（柏崎市）

今も関矢係長の方から説明させていただきましたけれども、チラシを事前にお配りしておりますし。

◎伊比委員

あのね、今日配るチラシが多いんですよ。今日、私も配ってきたんですが、多いんです。あんなの見ませんよ、誰も。

◎駒野防災・原子力課長（柏崎市）

それで、前日の夕方に1回放送して、当日の朝方また放送しますので、それ以上の放送というのはこれまでもしたことがございませんので。

そして、訓練のときは、七つのコミュニティにつきましては事前に何回放送すればいいか…。

◎伊比委員

七つのコミセンは対象になっているからいいけど。

◎駒野防災・原子力課長（柏崎市）

放送につきましては七つのコミュニティ地区限定で流しますので、速報メールにつきましては全市域が流れるものですから、それで前日と当日、その2回を。

◎伊比委員

それが心配。

◎駒野防災・原子力課長（柏崎市）

それ以上、あと、どういうタイミングで流せばよろしいのか、お聞かせいただければありがたいですけど。

◎伊比委員

一週間前ぐらいに、市長が話をするとか。

◎駒野防災・原子力課長（柏崎市）

今までいろんなことをやってきて、前日の夕方放送して、当日の朝放送して、それに対応できていますので、今回の訓練もそれでやらせていただこうと思っています。

◎熊倉原子力安全広報監（新潟県）

県の方からもなんですが、どの程度地元にとというのはありますが、全県のFMラジオ、FM新潟とFMポートさんで、1週間前から23日に防災訓練やります、エリアメールを流しますという案内を入れさせていただくということも考えております。

◎関矢防災・原子力課係長（柏崎市）

もう一つ、コミュニティFMさんの放送なんですが、過去の原子力防災訓練でも総合防災訓練でも、訓練放送としての放送の協力、これは災害時のもう協定を既に結ばせていただいておりますので、重要な市の指示ですとか、そういうものは放送で流していただくというところは、訓練での、例えば10条、15条の通報が来たとか、そういう節目節目は放送で、訓練放送ということで流していただこうかなど。

その合間につきましては、番組の編成の都合もあるかと思うんですけども、今までの状況ですと、活動の状況を流していただいたり、そういうことをほぼ1日訓練に放送もつき合っている状況もありますので、今回また同じにするかどうかというのは、またコミュニティ放送さんと詳細にこれから詰めて、ただ、残念ながらちょっと放送エリアのほうが生内全域に行かないという点がありましたので、今回、県のほうからFM新潟、全県にスポット的に放送を入れていただくということで、今回やってみようということですので、ちょっとご承知おきいただければと思います。

◎新野議長

武本さん。

◎武本（和）委員

23日の質問というよりも、福島事故の際にオフサイトセンターが機能しなかった、これは放射能が入ってきてそこに居られなかったということがありますが、オフサイトセンターの気密性を確保するみたいなのは、どんなスケジュールになっているかというのが一つ。

それから、多分、防災計画の中というか、全国的な指針にあった第2オフサイトセンターなんて話があったと思うんですが、ここらはまだ決まっていないと思うんですが、いつごろまでにどうするのかというこの2点だけちょっと、今回、順調にオフサイトセンターに集まられるという前提なんですけれども、それがだめになったときというか、機能しなかったときにどうするのかというのも考えておかなければならない、すぐにできることじゃないと思いますので、スケジュールだけ聞いておきたいと思います。

◎熊倉原子力安全広報監（新潟県）

県のほうから説明させていただきます。

オフサイトセンターなんですけど、実際、福島と同じような事故が起こったときのオフサイトセンターの活用というのは、実はまだ完全に固まり切っていません。オフサイトセンターでの活動状況というのは、国のほうともいろいろとお話させていただいているんですけども、これからまだ詰めていくところがあるという状況です。

それと、オフサイトセンター、建物自体、施設自体の気密性アップということにつきましては、今年度、来年度かけて2億円ほど、実際に気密性を上げるための工事を行おうということで、現在準備を進めているところです。

それと、第2オフサイトセンター、代替オフサイトセンターという言い方を我々は今検討していますけれども、現在の柏崎のオフサイトセンターが何らかの形で機能しなくなったときのかわりの施設というのは、どこにどう設けるかというのは、これは今まさに検討を進めているところでして、こちらもちょうと時期いつまでというのはないんですけども、早急に整備したいということで検討を行っています。

◎新野議長

はい。じゃあ、徳永さんが最後でよろしいですか。

◎徳永委員

事前処置ということで熊倉さんのほうで言われたので、FM結構です。私個人的にはAM、固有名詞を上げて悪いんだけど、BSNが生放送でよくやっているのによく聞くんですが、AMのほうはだめですか。

◎熊倉原子力安全広報監（新潟県）

今回、予算の都合もありまして。すみません。

あとはですね、今ちょっとまだ調整中なんですけど、新聞ですね、各市に事前に訓練を行う告知というのを出したいということで準備をしております。ちょっとまだはっきりはしませんが、それもあわせてお伝えしたいなと思っております。

◎新野議長

いいでしょうか。

委員には個別にどこかで参加が可能かどうかという問いかけをしていますし、また、今回の訓練で私どもの地域の会として参加するのではなくて、この防災訓練に直接もう参加要員なっている方が何人かおられるようなので、そういう方たちはその参加場所をしっかりと地域の会の目線でも同時に見ていただいて、後でご報告いただければと思っていますし、どの場所に行かれるのかを事前に事務局のほうに、19日が運営委員会がありますので、その前までにご報告いただければ、その穴のところをほかの委員さんが埋めるということで、合理的に配置ができるので、ご協力よろしく願います。

先ほど伊比さんが相当懸念を示されておりましたけれど、しっかりやっていただけますし、多分、一番最初のことは100%うまくいかないし、受け手の側もうっかりしていて、せっかく出している情報がとれないということもあるので、両方のその体験を重ねていくことが重要だと思うのですが、万全を期して、どこまでまた市民のクレームが出るのかということも検証していただくと。そのいろんな、私たちが一生懸命告知を受けても、最終的にどこまできちんと聞き取ることができるんだろうというような客観的な情報にもなるので、ぜひ終わった後の評価が非常に重要だと思うので、いろんな角度から私どもも意見を述べさせていただいたり、結果をいろんな形でお聞かせいただけると、また柏崎のこの地域のためになるのかなと思っています。よろしく願います。

また、今日は遅くまでありがとうございました。

◎事務局

それでは、長時間にわたりありがとうございました。

次回の定例会でありますけれども、4月10日、水曜日になります。午後6時半から開催いたします。

なお、運営委員さんには3月19日、火曜日になりますが、6時半からお集まりいただくことになっておりますので、願います。

以上で、第117回の定例会を終了いたします。大変お疲れさまでございました。